

箕面市立障害者自立支援センター(あかつき園・ワークセンターささゆり)指定管理者募集 評価項目

提案書に関する評価項目

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	様式	区分		
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価						
		○50%以上	6点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※自己資本÷総資本×100	様式4	定量		
		○30%以上50%未満	3点					
		○20%以上30%未満	0点					
	○20%未満	-3点						
	流動比率の状況	短期的な支払能力を評価						
		○150%以上	6点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※流動資産÷流動負債×100	様式5	定量		
		○120%以上150%未満	3点					
		○100%以上120%未満	0点					
	○100%未満	-3点						
過去3ヶ年の決算状況(赤字の有無)	収益力を評価							
	○赤字なし	6点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	様式6	定量			
	○3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	4点						
	○3ヶ年のうち2ヶ年が赤字	2点						
○3ヶ年のうち3ヶ年が赤字	0点							
キャッシュフローの状況	営業キャッシュフローを評価							
	○1億円以上	6点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※上場企業であるか否かにかかわらず、キャッシュフロー計算書を作成していれば、その内容を評価する。	様式7	定量			
	○5,000万円以上1億円未満	4点						
	○1,000万円以上5,000万円未満	2点						
○0円以上1,000万円未満	0点							
固定長期適合率の状況	長期の資産と長期の負債のバランスを評価							
	○100%未満	4点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※固定資産÷(自己資本+固定負債)×100	様式8	定量			
	○100%以上125%未満	2点						
	○125%以上150%未満	0点						
○150%以上	-2点							
有利子負債月商比率の状況	財務健全性を評価							
	○3倍未満	3点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※有利子負債÷1月あたり売上高 ※「有利子負債」は、短期借入金、コマーシャルペーパー、長期借入金、社債、転換社債、新株引受付社債、受取手形割引高の合計。 ※「1月あたりの売上高」は売上高÷12ヶ月。 ※NPO法人等の公益法人については、「売上高」を「事業収益」に読み替えること。	様式9	定量			
	○3倍以上6倍未満	0点						
○6倍以上	-3点							
売上高経常利益率の状況	経営効率や収益性を評価							
	○20%以上	4点	※計算に使用した証拠書類を提出 ※経常利益÷売上高×100 ※NPO法人等の公益法人については、「売上高」を「事業収益」に、「経常利益」を「評価損益等調整前当期経常増減額」に読み替えること。	様式10	定量			
	○5%以上20%未満	2点						
	○0%以上5%未満	0点						
○0%未満	-2点							
地域精通度	事業者の所在地	本部、支部、事業所等の所在地を評価						
		○市内に本部あり	8点	様式11	定量			
		○市内に支部、事業所等あり	6点					
		○府内に本部、支部、事業所等あり	4点					
○府内に本部、支部、事業所等なし	0点							
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価						
		○協定締結あり	8点	様式12	定量			
○協定締結なし	0点							
事業者の実績・能力	事業者の同種・類似業務の実績	事業者の同種・類似業務受託実績を評価						
		○同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	10点	※「同種業務」とは、障害者総合支援法に定める「生活介護」とする。 ※「同規模業務」とは、生活介護の定員70人規模とする。 ※「類似業務」とは、障害者総合支援法に定める生活介護以外の通所系事業とする。	様式13	定量		
		○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	6点					
		○類似業務の業務受託実績あり	3点					
		○上記いずれも実績なし	0点					
○類似業務の実績の有無を評価								
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価						
		○資格あり	5点	※「有効な国家資格等」とは、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・医師・看護師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・准看護師とする。 ※配置予定者の全員が、評価対象のいずれかの資格を持っている場合：5点 ※配置予定者のうち80%が、評価対象のいずれかの資格を持っている場合：4点 ※配置予定者のうち60%が、評価対象のいずれかの資格を持っている場合：3点 ※配置予定者のうち40%が、評価対象のいずれかの資格を持っている場合：2点 ※配置予定者のうち20%が、評価対象のいずれかの資格を持っている場合：1点 ※配置予定者の全員が、評価対象の資格を持っていない場合：0点 ※証明書、合格証等を提出	様式14	定量		
	○資格なし	0点						
	配置予定従事者の業務実績	同種・類似業務の実績の有無を評価						
○責任者として同種業務に従事した実績あり		10点	※「同種業務」とは、障害者総合支援法に定める「生活介護」とする。 ※「類似業務」とは、障害者総合支援法に定める生活介護以外の通所系事業とする。				様式15	定性
○同種業務に従事していた実績あり		5点						
○類似業務に従事していた実績あり		3点						
○同種・類似業務に従事した実績なし	0点							
配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種・類似業務内容に関する専門知識等の有無を評価							
	○専門知識等あり	5点	※「専門知識」とは、重度訪問介護従業者養成研修・強度行動障がい支援者養成研修・略痰吸引研修等の受講を指す。 ※証明書、合格証等を提出	様式16	定性			
○専門知識等なし	0点							
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価						
		5点	※事業者内社員向けの研修を記載すること。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	様式17	定性			
適正な履行確保のための研修計画	契約期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価							
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	研修計画の有無及び内容を評価						
		5点	※研修対象は現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。	様式18	定性			
品質保証への取組	品質マネジメントに関する取組状況	仕様書に基づく作業計画書の作成と業務内容を評価						
		9点	※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。	様式19	定性			
品質保証への取組	品質マネジメントに関する取組状況	品質マネジメントに関する取組状況を評価						
		3点	※登録証の写しを提出 ・ISO9001(品質マネジメントシステム) ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	様式20	定性			
苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況を評価							
			5点	※苦情処理要領(マニュアル等)の有無、内容(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須)	様式21	定性		

福祉への配慮	就職困難者の雇用予定者数	就職困難者の新規雇用予定者数を評価		<p>※「就職困難者」とは、ひとり親家庭の母親や60歳以上の高齢者で、働く意欲がありながらも、さまざまな要因により就労が妨げられている者をいう。</p> <p>※「雇用」とは、1週間当たりの労働時間が30時間以上の常用雇用をいう。ただし、1週間当たりの労働時間が、20時間以上30時間未満の短時間労働者は0.5人として換算する。(以下の項目において同じ。)</p> <p>※市内居住者は、1人当たり2人分で換算する。1週間当たりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は、1人分で換算する。(以下の項目において同じ。)</p> <p>※雇用期間については、事案に応じて指定する。</p> <p>※本項目は、他の業務（施設）における取組も評価の対象とする。</p> <p>※雇用計画書を提出</p>	様式19	定量	
		○3人以上を新規雇用予定	4点				
		○2人以上3人未満を新規雇用予定	2点				
		○1人以上2人未満を新規雇用予定	1点				
	○1人以上の新規雇用予定なし	0点					
	障害者雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用が義務づけられている事業者の障害者雇用率を評価	○障害者雇用率5.0%（法定雇用率の2倍）以上	8点	<p>※「法定雇用率」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年法律第292号）第9条の障害者雇用率をいう。</p> <p>※「雇用が義務づけられている事業者」とは、常用雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条に定める数以上の事業者をいう。</p> <p>※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある事業者（常用雇用労働者数が40人以上の事業者）については、障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し（入札告示日の直前の6月1日現在のもの）を提出</p>	様式20	定量
			○障害者雇用率2.5%（法定雇用率）以上5.0%（法定雇用率の2倍）未満	4点			
			○障害者雇用率2.5%（法定雇用率）未満	0点			
			義務づけられていない事業者の障害者雇用者数を評価				
			○障害者2人以上の雇用あり	8点			
○障害者1人以上2人未満の雇用あり			4点				
○障害者1人以上の雇用なし	0点						
障害者の就労に係る支援体制	障害者の就労に係る支援体制につき、提出された支援計画書を基に、専任支援者配置、適性に応じた配置、通勤時等のサポート体制、職場定着（継続雇用）のための支援等の提案内容について評価		5点	<p>※「専任支援者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第79条第1項の「障害者職業生活相談員」をいう。</p> <p>※「適性に応じた配置」については、職場適性を図るための実習等の取組を評価する。</p> <p>※本項目は、他の業務（施設）における取組も評価の対象とする。</p>	様式21	定性	
保護観察対象者等の雇用	各都道府県協力雇用主会への登録の有無を評価		2点	<p>※入札告示日までに各都道府県協力雇用主会に登録していること。</p> <p>※上記を確認できるものを提出</p>	様式22	定量	
		協力雇用主として自立更生を支援するため、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の雇用の有無を評価	2点				<p>※入札告示日以前（過去3年間）に、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条の「保護観察対象者」又は同法第85条の「更生緊急保護」の対象者を雇用した実績があること。</p> <p>※保護観察所において発行された証明書を提出</p>
地域活動への取組	市の地域活動・文化活動への協力姿勢	業務受託後の市の地域活動・文化活動への取組（参加）計画を評価	5点	※参加計画書等を提出	様式23	定性	
災害時における業務体制	災害時の業務履行体制の整備	災害等緊急時において、適正に契約を履行できる社内体制の整備状況を評価	7点	※マニュアル、提案書を提出	様式24	定性	
		災害時における市への協力体制	7点				※提案書を提出
人権問題への取組	障害者虐待防止への取組	障害者虐待防止の取組を評価	7点	<p>※障害者虐待防止研修にかかる報告書、研修に使用したテキスト等の提出</p> <p>※業務上の取組の具体性・妥当性もあわせて評価する</p>	様式25	定性	
		人権研修の実施状況	5点				※研修報告書、研修に使用したテキスト等を提出
情報保護に関する取組	個人情報保護に関する取組状況	個人情報保護に関する取組状況を評価	5点	※提案書、個人情報保護方針・マニュアル等、個人情報関連の資格認証の写し・登録証の写し等を提出	様式27	定性	
特定提案等	特定テーマに係る提案	<p>特定テーマに係る提案内容の的確性、実現性、創造性等を評価</p> <p>【特定テーマ】※R6.10ささきゆり園</p> <p>①管理運営方針について</p> <p>②事業計画について</p> <p>③利用者支援・サービス向上策について</p> <p>④地域との連携・協力の提案について</p> <p>⑤福祉避難所について</p> <p>⑥情報公開の考えと対応について</p> <p>⑦その他の提案について</p>	35点	<p>【提案書により確認】</p> <p>※各項目ごとに、評価基準を明確にしておくこと。</p> <p>※提案内容の履行を確保することは重要であるので、必ず、落札者の提案内容を契約書に記載し、その実施を確認すること。</p> <p>【評価基準例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着眼点、問題点、解決方法等が網羅されているか。 ・事業の重要度を考慮した提案となっているか。 ・事業の難易度にふさわしい提案となっているか。 ・偏った内容の提案になっていないか。 ・提案内容が具体的かつ詳細で明確になっているか。 ・創造性又は新規性があり、技術的に優れているか。 ・実現可能性を具体的に説明しているか。等 	様式28	定性	